

島根 更生 保護

NO.193

(平成29年 4月 1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数 497人

保護観察事件 145件

生活環境の調整事件 262件

(29.3.1現在)



「二本杉と大蛇ヶ池」(吉賀町田ノ原の高津川水源)
(益田地区 鶴永哲也保護司 提供)



ご挨拶

島根県知事
溝 口 善兵衛

保護司の皆様方には、日頃から、各種更生保護活動に積極的に取り組んでおられますことに深く感謝の意を表する次第です。

さて、県内の犯罪情勢を見ますと、平成28年の刑法犯認知件数は3,047件とピークである平成15年の9,217件に比べ3分の1となっています。また、非行少年の補導者数は183人となり、統計を取り始めた昭和24年以降最少である等、数値の上では良好に推移しております。しかしながら、特殊詐欺被害が後を絶たないほか、スマートフォンの急速な普及により、インターネットを利用した犯罪の増加や刑法犯少年の3分の1が再犯者であることなど、依然として憂慮すべき状況であります。

こうした中、犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議で平成21年に策定された「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」が見直

され、県としましては、本年2月からの新たな計画に沿って、引き続き「日本一治安の良い島根」を目指し各種施策を推進して行くこととされています。

新たな計画では、『犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進』を取組の柱の一つとし、治安維持において地域における犯罪予防活動と保護観察対象者の再犯防止活動を重要な対策と捉えています。これら2つの対策を地域で実践されているのが更生保護活動であり、その活動の中心で地域を牽引していただいているのが保護司の皆様であります。優しさや情熱を持って過ちを犯した人を支え、献身的に犯罪予防活動を率先しておられますことに、深く敬意を表する次第です。

保護司の皆様方には、今後とも更生保護活動の核として、それぞれの地域において安全安心のために取り組んでいただきますよう期待しております。

終わりに、皆様の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。

着任のごあいさつ



所長 山本 隆宏

4月1日付けで、大阪保護観察所から転任となり、島根県の更生保護のお仲間に加えていただくことになりました。中国地方は広島、岡山と勤務しましたが、当地は初めてとなります。どうかよろしく御指導くださいますようお願い申し上げます。

さて、ご案内のとおり、昨年「再犯の防止等の推進に関する法律」成立し、12月14日に公布、施行されました。この法律は、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことで安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とし、そのために国民の理解や協力を得て彼らが再び社会の善良な一員となることを支援しようとするものです。保護観察所としましても、法の趣旨を踏まえ、保護司会を始め更生保護関係団体の皆様とともに、福祉、医療、労働行政など関連する国、地方公共団体、民間団体等との連携をより一層深め、対象者等が居場所や活躍できる機会を得ることができるよう努め、もって社会内処遇を担う立場としての役割を果たしてまいりたいと考えております。引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。



企画調整課長 上谷 淳子

このたび、鳥取保護観察所から着任しました。4年ぶりに地元で勤務させていただけることになり、心より嬉しく思っております。

昨年末には「再犯防止推進法」が制定・施行される等、更生保護には新しい風が吹き続けております。企画調整課長の職は重責ではありますが、更生保護に携わる方々の扇の要となつて、島根の更生保護に爽やかな風が吹くよう、精一杯努力する所存でございます。皆様方のご指導ご支援を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。



保護観察官 吉浦 菜美子

この度の人事異動で山口保護観察所から転任してまいりました、吉浦菜美子（よしうらまみこ）と申します。出身は山口県周南市であり、島根県といえますと、幼い頃に水族館アクアスに行ったこと、中学時代に漫画に感化されて仁摩サンドミュージアムへ砂時計を見に行った記憶が思い起こされます。保護観察官として働くことは初めてであり、期待と不安でいっぱいです。勉強の日々となりますが、誠心誠意努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



法務事務官 大國 ゆかり

この度の人事異動により、中国地方更生保護委員会から転任してまいりました、大國と申します。昨年4月に採用されたばかりで、初めての保護観察所勤務に不安もありますが、皆様のお力添えをいただきながら、何事にも精一杯取り組んでいきたいと思っております。

まだまだ未熟者ですので、ご迷惑をお掛けすることも多々あるかと思いますが、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



社会復帰調整官 深貝 登志子

2年ぶりに社会復帰調整官として、更生保護の世界に戻ってまいりました。この2年間は、福祉専門学校の教員として、学生や児童相手の仕事をしており、更生保護に関してはほとんど情報が入ってこない外的世界にいることを実感していました。保護観察所に戻つての業務は、ある意味慣れた業務ではありますが、2年間のブランクを早く取り戻し、職員や関係者の皆様の足を引っ張らないで済むよう、勉強のし直しからだと思っていますので、よろしくお願いいたします。

平成29年度春の人事異動について

【転出者】（平成29年4月1日付）

- 所長 國府 実 (関東地方更生保護委員会委員へ)
- 企画調整課長 細木 直久 (神戸保護観察所統括保護観察官へ)
- 保護観察官 徳光 伸之 (岡山保護観察所統括保護観察官へ)
- 社会復帰調整官 内田 陽祐 (山口保護観察所社会復帰調整官へ)
- 法務事務官 羽瀧 友香 (岡山保護観察所企画調整課へ)

【転入者】（平成29年4月1日付）

- 所長 山本 隆宏 (大阪保護観察所企画調整課長から)
- 企画調整課長 上谷 淳子 (鳥取保護観察所統括保護観察官から)
- 保護観察官 吉浦 菜美子 (山口保護観察所企画調整課から)
- 法務事務官 大國 ゆかり (中国地方更生保護委員会総務課から)
- 社会復帰調整官 深貝 登志子 (再任用)

平成29年度松江保護観察所職員一覽表

(平成29年 4月 1日付)

所 長	山 本 隆 宏	保護観察官	岡 田 健太郎
【企画調整課】		〃	田 口 知 芳
課 長	上 谷 淳 子	〃	吉 浦 菜 美 子
主任保護観察官	須 山 齊 司	〃	今 西 弓 枝
会 計 係 長	三 好 誓	事務補佐員	日 高 貴 子
法務事務官	大 國 ゆかり	生活環境調整補助員	
事務補佐員	門 脇 由 理	【社会復帰調整官室】	
被害者担当保護司	仲 田 彰 仁	室 長	安 藤 太 敬
〃	別 所 みさ子	社会復帰調整官	原 深 貝 登 志 子
【処遇部門】		〃	飛 由 美
統括保護観察官	安 藤 太	社会復帰調整員	

平成29年度保護司研修計画

松江保護観察所

- ◎ 保護司研修については『保護司研修要綱』に種類が定められていますが、松江保護観察所では平成28年度に引き続き、講義のほか、参加型の研修を行います。
- (1) 新任保護司研修 (前期・後期)
前期研修では、保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図ります。後期研修では、先輩保護司との座談会と、コミュニケーション・面接技法についての体験型の研修を予定しています。
- (2) 処遇基礎力強化研修
保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図ります。そのために、更生保護サポートセンターの活動報告や更生保護施設職員による講義も取り入れることとしています。
- (3) 指導力強化研修
保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につけることを目的とします。また、インシデントプロセス法による事例検討も行います。(※インシデントプロセス法…事例提供者により提示され

る簡潔で象徴的な出来事(インシデント)に対し、参加者と提供者の質疑応答により情報を収集し、問題を分析して対策を考えていく事例研究法。)

- (4) 地域別定例研修
実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的とします。
- (5) 特別研修
処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強することを目的とします。
- ◎ 平成29年度の保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。
 - (1) 新任保護司研修(前期) ① 平成29年 6月 1日(木)
 - 新任保護司研修(前期) ② 平成29年12月 1日(金)
 - (2) 新任保護司研修(後期) 平成29年11月 7日(火)
 - (3) 処遇基礎力強化研修(第1次研修) 平成29年 9月 1日(金)
 - (4) 指導力強化研修(第2次研修) 平成29年10月 4日(水)
 - (5) 特別研修(企画調整保護司) 平成29年12月15日(金)
 - (6) 特別研修(駐在・連絡又は指定交通保護司) 平成29年 6月ころ
 - (7) 特別研修(薬物事犯対象者担当保護司) 平成29年 9月ころ

平成29年度 地区担当官及び地区担当官不在時の代理官

地区担当官	保護区等	代理官
岡 健太郎	邑智・隠岐	吉浦菜美子
糸田 隆	松江	田口 知芳
	安来・益田	岡 健太郎
田口 知芳	大田	糸田 隆
	しらふじ	吉浦菜美子
吉浦菜美子	出雲	岡 健太郎
	浜田	田口 知芳
三好 誓	雲南	糸田 隆

- ◎ 平成29年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。
 - 第1期「生活環境調整」
 - 第2期「遵守事項と良好・不良措置」
 - 第3期「被害者施策と恩赦制度」
 - 第4期「面接技法」

サポートセンター連絡先

地区	名 称	郵便番号	住 所	電 話	FAX
松江	更生保護サポートセンター松江	690-0852	松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター内	0852-31-7031	0852-31-0031
安来	やすぎ更生保護サポートセンター	692-0404	安来市広瀬町広瀬802	0854-26-4181	0854-26-4250
雲南	雲南更生保護サポートセンター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋199	0854-45-5850	左に同じ
出雲	出雲更生保護サポートセンター	693-0001	出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター 3F	0853-22-7190	0853-22-7191
大田	大田地区更生保護サポートセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万643- 2	0854-88-2051	左に同じ
邑智	邑智地区更生保護サポートセンター	696-0001	邑智郡川本町川本315- 8	0855-74-2230	左に同じ
浜田	浜田地区更生保護サポートセンター	697-0021	浜田市松原町240- 2	0855-25-5345	0855-25-5379
益田	更生保護益田サポートセンター	698-0036	益田市須子町 益田市総合福祉センター内	0856-23-6666	左に同じ
隠岐	隠岐更生保護サポートセンター	685-0016	隠岐郡隠岐の島町城北町163	08512-3-1701	左に同じ

〈平成29年度業務重点事項〉

松江保護観察所

1 再犯防止に向けた取組の充実強化

(1)再犯防止に関する政府目標の達成に向けた関連施策の充実強化

刑務所出所者等の再犯防止に関する政府目標の達成に向け、更生保護における関連施策について、数値目標を設定するなどして施策の効果を測定するとともに、その充実強化を図る。

(2)より効果的な保護観察処遇・更生緊急保護の実施

地方公共団体や検察庁等の関係機関との連携を強化するとともに、社会貢献活動、所在不明者対策等の施策を適切に遂行し、より効果的な保護観察処遇等を実施する。

(3)保護観察付一部猶予者を始めとする薬物事犯者に対する社会内処遇の充実強化

薬物事犯者に対する保護観察処遇体制の充実を図るとともに、薬物依存症に係る治療や支援を実施する医療・保健・福祉機関等との適切な連携を構築し、その再犯防止・社会復帰に向けた息の長い指導・支援を確保する。

(4)刑務所出所者等の生活環境の調整等の充実強化

矯正施設収容中の生活環境の調整について、的確な調査及び積極的かつ計画的な調整を実施する。取り分け、調整困難なケース、短期刑受刑者及び少年院在院者については、保護観察官の積極的関与や関係機関等との緊密な連携を図り、迅速な調整に努める。また、更生保護施設における刑務所出所者等の一層の受入れや、就労奨励金支給制度の活用を始めとする就労支援策の一層の推進を図る。加えて、高齢又は障害により福祉の支援が必要な者については、特別調整の充実強化によりその再犯防止を図る。

(5)地方公共団体への働き掛け及び地域社会に向けた情報発信の強化

地方公共団体における再犯防止の重要性等に関する理解の促進及び地方再犯防止推進計画の策定に向け、積極的に働き掛けを行う。

また、地域住民の更生保護に対する理解と協力を得るため、再犯防止推進法に基づく再犯防止啓発月間の趣旨に留意しつつ、「社会を明るくする運動」など更生保護関係者や団体等が行う事業や行事の情報を積極的に報道機関等に発信・提供する。

2 保護司の安定的確保及び保護司活動の充実

地方公共団体や地域の関係機関との連携を強化し、保護司候補者検討協議会の計画的かつ柔軟な実施、地域における立ち直り支援と組織活動の拠点としての更生保護サポートセンターの効果的な活用、地域処遇会議の積極的な開催、保護観察事件の複数担当制の活用等の関係施策（薬物事犯者処遇の充実強化を含む）を推進し、保護司の活動に対する地域の実情に応じたきめ細かい支援を行う。

3 更生保護における被害者等施策の適切な実施

被害者担当官及び被害者担当保護司の計画的育成を図り、被害者等が安心して相談や問合せを行うことができるよう適切な対応に努める。

また、被害者等と接する関係機関・団体等の交流の機会を増やし、これらを通じて被害者等に各施策の内容が適切に伝わるよう、積極的な広報に努める。

さらに、全職員が被害者等施策への理解と関心を深めることができるよう、被害者担当官と処遇部門との相互連携を強化するとともに、自庁研修を実施し又は関係機関・団体等が行う研修会等への積極的な参加を促す。

4 医療観察制度の適切な運用

本年度中に指定入院医療機関の運用が開始されることを踏まえ、あるいは長期入院事例や複雑困難な問題を有する事例に適切に対応するために、同医療機関との連携はもとより、地域の関係機関との連携をより一層強化し、地域の障害福祉サービス事業者の拡充など地域における支援体制の充実強化に努める。

また、社会復帰調整官の計画的育成、医療観察業務に係る全庁的な協力態勢の充実を図る。

再犯の防止等の推進に関する法律について

超党派の国会議員の提出によるこの法律は、昨年12月14日公布・施行されたました。概要は、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していこうというものです。

国は、基本理念に基づき再犯防止推進計画を策定しますが、地方公共団体においても、地域の実情に応じた施策を策定し実施することや、地方再犯防止推進計画を定める努力義務があることが明記されました。

国民の理解と協力を得ながら、国・地方公共団体・民間協力者が連携して社会全体で立ち直りに向けた支援を実施していくことを目指しています。

本年3月3日法務省保護局観察課押切久遠処遇企画官が松江市役所において松浦正敬松江市長と懇談するとともに、島根県や県立心と体の相談センター等を訪問し、理解と協力を求めました。

今後保護観察所では、保護司会ほか民間協力団体と連携しながら、県内の地方公共団体に対し望まれる施策等について説明・協議していくこととなりますので、よろしく御協力をお願いいたします。



松浦市長に説明する押切処遇企画と
松江刑務所小沼所長

平成29年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の伸展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 保護観察所が行う各種研修会、連絡協議会等の資料作成を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 地方公共団体の行政に積極的に働きかけることにより、犯罪予防活動の推進・更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校等教育機関との連携を密にすることにより、非行・犯罪予防活動を積極的に推進し地域社会の浄化に努める。
- (3) 第67回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を行う。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発刊し、保護司及び関係機関・団体等に配布することにより、更生保護思想の一層の浸透を期する。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。

- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、犯罪予防活動の普及を一層推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の拡大に努めると共に、その活性化を支援する。
- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るため、積極的に県下の関係機関・団体との連携調整を図る。

4 顕彰式典の開催

- (1) 関係機関・団体と共催して「平成28年度島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより、更生保護事業の一層の充実・発展を期する。

5 更生保護制度施行70周年(平成31年)を記念して

- 島根更生保護70年史を発刊することとしその編集に着手する

6 慶弔の実施

- (1) 島根県保護司会連合会慶弔規定に基づき、保護司等の慶弔を行う。

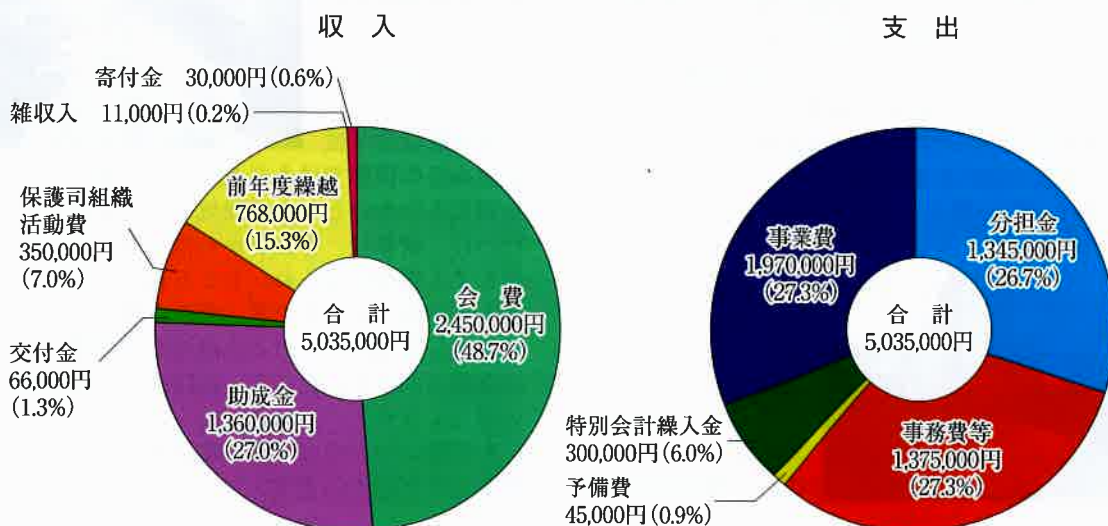
7 退任功労保護司の待遇

- (1) 島根県功労保護司優遇規定に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

8 その他

- (1) 本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。
- (2) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。

平成29年度収支予算



子どもたちと“一緒に悩み、 学び、楽しむ”BBS会の活動

島根県BBS連盟

会長 春日智徳

私たちBBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会は、その名のとおり、青少年たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。

BBS運動は、非行少年や社会不適応少年のいない、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目的とし、友愛とボランティア精神を基礎とし、少年と同じ目の高さで共に考え学



ボウリング大会

びあうことを理念に掲げ、少年たちの話し相手や相談相手となって、成長や悩みの解消を手助けする「ともだち活動」。保護観察所と協力して、少年たちとともに社会奉仕活動などに参加して、社会などの役に立つ喜びを分かち合う「社会参加活動への協力」。スポーツやレクリエーションなどのグループ活動により、心



芋ほり交流会

を開くきっかけをつくる「グループワーク活動」。また、活動を実践するための必要な知識や技能習得のために研修を行っています。

島根県には、松江、出雲、浜田の3地区に

BBSの地区会があります。

出雲では、グループワーク活動を中心に行っており、平成28年度は芋ほり交流会、ボウリング大会、地域のひとのちゃんこ鍋交流会の活動を行いました。それぞれの活動の前には保護観察所へ案内を行い、保護司の皆様を通じて対象者へ案内をしていただいています。興味関心を持った少年たちが参加をしてくれ



ちゃんこ鍋交流会

ますが、どの活動にも地域の方や会員の子供もが参加するなどアットホームな雰囲気で行っています。

始めは、地域の皆さんも対象者も緊張し、ぎこちない様子で活動していますが、少しずつ打ち解けあい、最後には笑顔になるような活動になっていると思います。

私たちの活動は、一般の皆様の中には、触れない事が多く地道な活動ではありますが、保護司の皆様をはじめ更生保護関係者の皆様のご協力を賜り、非行のある少年たちが、社会の一員として自立更生すること、また犯罪や非行のない社会となるように努めています。

“和気あいあい”と深めよう! 連携と信頼

～平成28年度保護司・更生保護女性会員・BBS会員連携強化特別研修を開催しました～

本年度から各保護観察所主催となった「保護司・更生保護女性会員・BBS会員連携強化特別研修」を、島根県内2か所で開催しました。東部ブロックは1月16日、松江市総合福祉センターにおいて、西部ブロックは2月7日、浜田市総合福祉センターにおいて開催し、各地区の保護司会、更生保護女性会、BBS会から、2会場合わせて81名の方に参加いただきました。

研修は、参加者を8～12グループに分けて行い、研修の趣旨、社会貢献活動についての行政説



明、連携の進んでいる地区の保護司会から事例報告の後、グループごとに各地区・団体の現状について話し合い、各団体が連

携して何ができるか、何をしたいのかの企画書を作成し、各グループから発表を行っていただきました。



本研修は今年度が初めての開催ではありましたが、各グループとも和気あいあいとした雰囲気活発な意見交換が行われ、研修後、参加者からは「他の団体の方と話をする機会が得られ、とても良かった」との感想もうかがうことができ、更生保護ボランティアが連携した地域における今後の更生保護の諸活動の充実に向けて、良いきっかけになったのではないのでしょうか。

本研修については、来年度以降も引き続き開催することとしています。

法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会主催

第66回“社会を明るくする運動”作文コンテスト入賞作品 【日本BBS連盟会長賞(優秀賞)】

ぼくの名前

島根県・雲南市立掛合中学校3年 横 貝 伸 樹

伸びる樹と書いた「伸樹」。これが僕の名前。その由来を、両親に聞いたことはない。だが僕の兄弟の名前にはみな「樹」が付いている。きっと、一人一人の「樹」に期待することがあるのだと思う。僕の場合、「ぐんぐん空に向かった伸びていく樹のように、大きくたくましく育ってほしい」という願いが込められているのだろう。自分の名前の意味を考えると、僕に対する両親の思いが、なんだかひしひしと伝わってきた。

しかし、僕は親が命名した名前とは、真反対の人間になっていた。幼い頃は、昼寝の時間が退屈だからといって、保育園を脱走した。小学生になると、授業中に大騒ぎをして、毎日のように先生に怒られていた。けんかだっただけで何度繰り返したか分からない、僕が問題を起こす度に、学校から電話がかかってきて、両親は毎回至るところに謝っていた。家でも、兄弟と言い争いをしたり、出かけたときも、すぐにすねたりして、周囲にため息ばかりつかせた。どれだけたくさんの人に迷惑をかけてきたことだろう。典型的な「悪ガキ」である僕の「樹」は、健やかに伸びることはなく、グネグネと右に伸び、左に伸び…。

まさに問題児だった僕。しかし二年前、中学校に入学したときは、小学校の時の反省を活かして、新たな場で頑張ろうと思っていた。今までの自分を払拭し、素直で聞き分けの良い、良い子に生まれ変わろうと。だけど、やはり簡単に人が変わることはできなかった。身勝手な行動を取って、叱られる、先生を呆然とさせる。

今年度になっても、嫌な事からはすぐに逃げていた。ゲームの時間をめぐり両親と口げんかをして、欠席。市総体で惜敗し、気持ちが沈んで、欠席。自分の弱さばかりを露呈し続けた。果たして、「樹」は一体どこへ進むのだろうか…。そう思っていた。

でも、そのような時も、学校の先生方や友達が見捨てず、支えになってくれた。欠席した翌日、学校に行くと、先生は明るく、

「横ちゃん、元気になったかね。」

と声をかけてくださった。友達は、

「おっ、来たな。」

と笑顔でやってきて、いつも通りに背中をたたいてくれた。そのパンチは少し痛かったけれど、僕が学校に来るのを心待ちにしていたことを伝えるもので、じわりと胸に響いた。一緒に笑ってくれる友達もいて、とても元気ももらった。僕は友達や先生からの一言や、一緒に笑ってくれる人がいると実感するだけで、勇気がわいて、学校が楽しいを思うようになった。右に左に歪みながら成長していた「樹」も、少しずつ上を向いて伸びていくようだった。

「まっすぐ伸びる樹のように、大きくたくましく



國府所長から横貝伸樹さんに表彰状を伝達
(平成28年12月22日 於雲南市立掛合中学校)

育ってほしい。」紆余曲折を経て、僕は自分の名前について再び考える機会を得た。空にむかって伸びる樹のように、大きくたくましく育つには、自分一人で、一本の樹だけで伸びることはできない。周りの樹の支えがあってこそ、大きく素直に成長できる。そして、これから周りの支えてくれる樹がどんどん増えていって、自分はこの先も成長していくことができるのだろう。僕の暮らす掛合の山々に茂る、多くの木々、よく見ると、それらも複雑に絡み合い、お互いを支え合いながらまっすぐ天に向かって伸びている。

今後、色々な人との関わり、自分の手でまわりの樹を増やしていきたい。自分で努力をすればするほど、仲間という樹を増やすことができると思う。自分を伸ばすために、人との関係を深め、コミュニケーションを大切にして、頑張っていきたい。さらに、人に支えてもらうだけではなく、今まで僕を支え励ましてくれた人達を、今後は僕が支えたい。少しでも、自分と同じような人達の役に立ちたいと、強く思う。

これからの僕の目標は「逃げない」だ。辛い時、苦しい時、たくさんあるだろう。しかし、この名前に感謝しながら、少しでも伸び続ける大きな樹を目指して成長していきたい。

社会に目を向けると、子が親を殺したり、いじめで中学生が自殺したり、教師を生徒が暴行し、逮捕されたりするなど、痛ましいニュースが相次いでいる。しかし、彼らにも今一度「自分」をふり返ってみてほしい。一人一人に付けられた名前。そこに、両親や親戚周りの人々がどのように願いを込めたのか。その一つ一つの文字に、どのような人間になることへの期待がこめられているのか…。自分の名前の意味を、ふと立ち止まって考えることで、生き方のヒントを手に入れることができるかもしれない。それが、犯罪や非行の歯止めになっていくと思う。

「伸びる樹」と書いて「伸樹」。僕は、この名前が大好きだ。

県保連だより

平成29年3月17日(金)松江エクセルホテル東急において第3回地区保護司代表者協議会に併せて、平成28年度第3回島根県保護司会連合会理事会が開催され、下記の議題が審議され、いずれも承認されました。

- (1) 平成28年度予算の執行状況について
 - (2) 平成29年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - (3) 慶弔規定の一部改正
 - (4) その他
- 平成31年度島根県更生保護大会の開催地区について
島根県更生保護70年史編纂について



協会の動き

平成28年度島根保護観察協会役員会(理事会・評議員会)が平成29年3月17日(金)に松江エクセルホテル東急において開催され、次の議案が提出され承認されました。

- (1) 平成28年度予算の執行状況について
- (2) 平成29年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- (3) その他



●平成29年度主要行事予定

- 5月16日(火) 県社明推進委員会
- 5月17日(水) 第1回地区保護司代表者協議会・県保連理事会・協会役員会
- 5月22日(月) 退任保護司感謝状伝達式
- 6月1日(木) 保護司辞令伝達式・新任研修
- 7月3日(月) 7月1日社明広報活動(JR松江駅前)
- 9月1日(金) 処遇基礎力強化研修(第一次研修)
- 10月4日(水) 保護司指導力強化研修(第二次研修)
- 11月15日(水) 島根県更生保護関係者顕彰式典
- 12月1日(金) 保護司辞令伝達式・新任研修会
- 3月20日(火) 第2回地区保護司代表者協議会・県保連理事会・協会役員会

敬
弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 太田 周見(出雲)
(平成28年12月31日死亡)
- 元保護司 岸田 勲(益田)
(平成29年1月7日死亡)
- 元保護司 錦 織 勇(松江)
(平成29年1月7日死亡)
- 元保護司 原屋 邦司(益田)
(平成29年1月8日死亡)
- 保護司 是津 輝和(隠岐)
(平成29年2月13日死亡)
- 元保護司 奥原 千賀子(松江)
(平成29年3月21日死亡)

保護司の異動

(平成28年12月31日付)

〔退任保護司〕 大島 健作(雲南)

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

舟 越 憲 雄
 谷 本 敏
 國 府 実

(表紙写真説明)

吉賀町田ノ原の高津川水源『一本杉と大蛇ヶ池』

平成の「名水百選」に選出された高津川の水源地大蛇ヶ池と傍らにそびえる樹齢千年とも言われる一本杉です。全国の一級河川で唯一、水源が特定できる川として知られ、水質日本一とも認定されました。昔、干ばつが起きた時、村人は藁で作った大蛇を池に入れて雨乞い神事をしたそうです。この池が大蛇ヶ池と呼ばれる所以です。

前号訂正

平成29年1月1日発行の「機関誌更生保護」No.192号(6頁)の退任保護司 勝部幹夫(邑智)と記してあるのは、服部幹夫(邑智)の誤りでした。お詫びして訂正いたします。